

伊方原発差し止め訴訟の迅速な審理と判決を求める署名

大分地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 府内 覚 様
裁判官 金友有理子様
裁判官 渡邊 結有様

貴裁判所に伊方原発の運転差止を求め5年が過ぎました。担当裁判長は3人目です。

2016年4月、熊本大分地震の激しい揺れに大分県民は恐怖におののきました。2011年東日本大震災により停止して5年後の8月に伊方原発は再稼働を始めました。明日にでも南海トラフ巨大地震が起こるかもしれない、中央構造線断層帯の近くにある伊方原発は安全なのだろうか。このような不安が大分県民の恐怖をさらに増しました。私たちは切羽詰まった思いを持ってこの裁判を起こし、今なお私たちの訴えの切実さに変わりありません。

四国電力は四国（愛媛）、中国（広島、山口）、九州（大分）の各地で伊方原発の運転差止を求める住民と争っています。貴裁判所における裁判の争点はこの5年間に尽き出ていると言っても過言ではありません。実際2017年12月、2020年1月に広島高裁で運転差止を認める判断が出されており、これに四国電力が反論をして異議審の判断が出されています。当裁判所においては19回に及ぶ口頭弁論で伊方原発の危険性を指摘し、動かしてはならないことを主張してきました。

四国電力は争点整理に1年近くかかると主張しているようですが、これまでの各地での裁判経過を考えれば、ありえない主張です。

福島第一原発と同じような過酷事故が起きれば、大分県民の命と暮らしは根こそぎ失われます。私たちの主張はシンプルで明確です。

貴裁判所におかれましては、四国電力の裁判引き延ばしの態度を許さず、当事者双方に訴訟指揮を行い、私たちの切実な思い、訴えを受け止め、迅速な審理と判決を頂けますよう求めます。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※住所は同居ご家族であっても「同上」「〃」など省略せずに、必ず記載してください。

集約日 10月末日

取り扱い団体（ ）

署名集約先

伊方原発をとめる大分裁判の会

〒870-0034 大分県大分市都町2丁目7-4 徳田法律事務所気付

TEL 090-7153-8775（事務局 森山賢太郎）